

監理課からのお知らせ

綾部市建設部監理課

監理課からのお知らせ

- ①解体工事の発注業種の見直しについて
- ②建設業法施行令の一部改正について
- ③「配置予定者名簿」の提出について
- ④個人情報を取扱う業務委託について

①解体工事の発注業種の見直しについて

1. 経過

○解体工事業の法施行日 平成28年6月1日

建設業法において「とび・土工工事業」に含まれる「工作物の解体」を独立させ、許可に係る業種区分に解体工事業を追加。

①解体工事の発注業種の見直しについて

28業種（S46制定）

- 総合2業種
 - ・土木
 - ・建築
- 専門26業種
 - ・大工
 - ・左官
 - ・とび・土工

とび・土工
解体

- 解体工事業を新設した背景
- ・重大な公衆災害発生
 - ・環境等の視点
 - ・建築物等の老朽化など

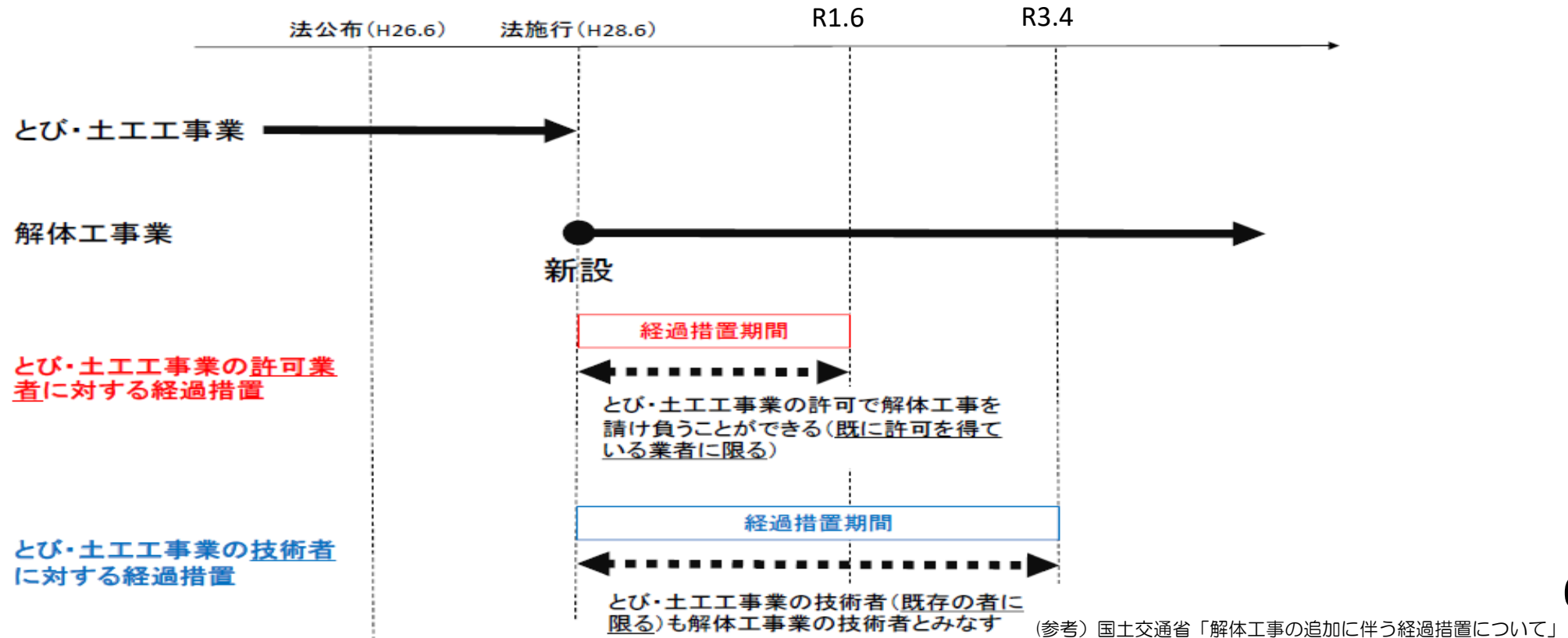
①解体工事の発注業種の見直しについて

※28業種+「解体工事」で29業種に

現在の業種区分		
土木工事業	鋼構造物工事業	熱絶縁工事業
建築工事業	鉄筋工事業	電気通信工事業
大工工事業	ほ装工事業	造園工事業
左官工事業	しゅんせつ工事業	さく井工事業
とび・土工工事業	板金工事業	建具工事業
石工事業	ガラス工事業	水道施設工事業
屋根工事業	塗装工事業	消防施設工事業
電気工事業	防水工事業	清掃施設工事業
管工事業	内装仕上工事業	解体工事
タイル・れんが・ブロック工事業	機械器具設置工事業	

①解体工事の発注業種の見直しについて

○経過措置



①解体工事の発注業種の見直しについて

これまで、公募型指名競争入札および条件付一般競争入札における解体工事の発注業種および等級については、解体工事での登録（新規登録業者を除く）は必要としますが、等級については、土木・建築・解体いずれかの等級としていたところです。

しかしながら、解体工事の登録業者数が増加していることから、令和6年度から解体工事の登録業者のみによる発注を行いますので、よろしくお願いします。

②建設業法施行令の一部改正について(令和5年1月1日施行)

		改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	建築一式工事	6,000万円	7,000万円
	建築一式工事以外	4,000万円	4,500万円

②建設業法施行令の一部改正について(令和5年1月1日施行)

		改正前	改正後
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	建築一式工事	7,000万円	8,000万円
	建築一式工事以外	3,500万円	4,000万円

③「配置予定者名簿」の提出について

1. 配置予定者について

- 記載人数の制限なし
- 案件に配置可能な方の名前をできる限り記載

2. 工事の指名競争入札の案件に係る提出書類について

- 内訳書と配置予定者名簿の提出が必要

③「配置予定者名簿」の提出について

3. 記載上の注意事項について

- ・申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定
- ・主任技術者は、当該業種工事にかかる技術資格を有した方を記載
- ・現場代理人は、本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載

④ 個人情報を取扱う業務委託について

個人情報を取扱う測量・建設コンサル等の業務委託の契約

⇒ 「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の
項目遵守の確認表」の提出が必要（令和5年度から）

監理課からのお知らせ

ご清聴ありがとうございました。